

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【四半期会計期間】	第26期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
【会社名】	株式会社ビーマップ
【英訳名】	BeMap, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉野文則
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田二丁目12番5号
【電話番号】	03(5297)2181
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大谷英也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内神田二丁目12番5号
【電話番号】	03(5297)2181
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大谷英也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第 1 四半期連結 累計期間	第26期 第 1 四半期連結 累計期間	第25期
会計期間	自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 6 月30日	自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日	自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日
売上高 (千円)	186,444	334,181	1,042,444
経常損失(△) (千円)	△95,041	△71,437	△188,487
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△) (千円)	△94,841	△19,506	△224,718
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△95,114	43,085	△224,180
純資産額 (千円)	670,333	586,675	578,129
総資産額 (千円)	857,270	948,945	1,010,729
1 株当たり 四半期(当期)純損失(△) (円)	△29.38	△6.03	△69.54
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.6	45.9	38.7

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 潜在株式調整後 1 株当たり 四半期（当期）純利益については、潜在株式が存在するものの 1 株当たり 四半期（当期）純損失のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2期連続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当第1四半期連結累計期間におきましても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは当該状況を早急に解消するため、以下の施策を実施してまいります。

モビリティ・イノベーション事業分野につきましては、交通系ICカードに関わるサービス（transit manager）や私鉄系のアプリ開発の拡充、更には鉄道事業者等のMaaS（Mobility as a Service）関連投資を積極的に獲得し、事業規模の早期回復を課題として取り組んでまいります。

ワイヤレス・イノベーション事業分野につきましては、従来は通信事業者と共同で主にインバウンド需要にむけたWi-Fiクラウド管理システムの構築と運用を主力としておりましたが、コロナ禍・withコロナにおいて需要が回復しないまま、様々な無線デバイスを用いたIoT・ローカル5Gなどの分野にも取り組みつつ、事業規模の回復を目指してまいります。

ソリューション事業分野につきましては、近年注力しているO2O・MMSサービスの主要顧客・業務提携先である流通業界の投資動向が徐々に回復しつつあり、また、こんぶりの証明写真サービスが徐々に伸長しております。自治体・事業会社向けの無線システム販売については棚卸資産整理に伴う価格の見直しを含めた販売拡大策を実施し、集合住宅向けアパらくWi-Fi、病院Wi-Fiなどの新規分野にも取り組みます。このため、当事業分野に今後人員を集中して取り組んでまいります。

また、これらの対応策に加えて、当第1四半期連結会計期間末において、十分な現金及び預金残高を有しており、当面の事業活動の継続について重要な懸念はないと判断しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間（以下、当第1四半期）におけるわが国経済は、脱コロナ・withコロナの動きが進み、人流と経済活動は回復傾向にありますが、世界情勢の緊迫に伴うエネルギー・食糧価格の上昇、急激な円安の進行など、景気の不透明感も強まっております。

当社グループの主な事業領域でありますIT関連業界におきましては、前期からの継続案件を中心に需要は維持され、半導体の供給減に伴う情報通信機器の製造・流通停滞の懸念は徐々に解消されてまいりましたが、今後不景気の影響を受けることが予想されるとともに、人手不足の深刻化や受注獲得競争の激化が生じております。インバウンド需要につきましては、入国制限の緩和により人流が回復しつつあります。

当第1四半期におきましては、全ての事業分野において売上高が前年同期を上回りました。モビリティ・イノベーション事業分野、ワイヤレス・イノベーション事業分野においては、販売費及び一般管理費等の減少により、セグメント損失が軽減いたしました。前連結会計年度末より連結対象となった株式会社MMSマーケティングを含むソリューション事業分野におきましては、売上高は大幅に増加したもののセグメント費用も増加しセグメント損失が拡大いたしました。全体として営業損失は減少し、投資有価証券売却益・新株予約権戻入益などの特別利益も計上いたしました。黒字回復には至りませんでした。

当社グループの当第1四半期の業績は、売上高334,181千円（前年同期比79.24%増）、営業損失69,662千円（前年同期は営業損失89,627千円）、経常損失71,437千円（前年同期は経常損失95,041千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失19,506千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失94,841千円）となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

また、各事業分野のセグメント利益又は損失（営業利益又は損失、以下同）は、全社費用28,708千円を含まない額であります。

① モビリティ・イノベーション事業分野

モビリティ・イノベーション事業分野においては、鉄道など社会インフラ提供事業者向けのシステム開発・サービス提供を行っております。

当事業分野においては、前期よりMaaS（Mobility as a Service）のひとつとして鉄道会社数社との間で新しい創客モデルを構築すべく準備に取り組んでおりますが、当第1四半期においては、実証実験のプロジェクト実施に留まっております。従来と同様、交通系ICカードに関わるサービス（transit manager）や私鉄系のアプリ運用などの小規模案件に留まりました。

この結果、当事業分野の売上高18,313千円（前年同期比186.10%増）、セグメント損失は12,784千円（前年同期はセグメント損失21,903千円）となりました。

② ワイヤレス・イノベーション事業分野

ワイヤレス・イノベーション事業分野においては、無線LAN等の社会インフラ間のハブとなるシステム開発・サービス提供を行っております。

無線LANの各種システム・サービスについては、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社（NTTB P）との協力により、通信・鉄道・流通や自治体をはじめとする無線LANスポット提供事業者に対して事業展開を進めております。保守運用案件については予定通り進捗し、新規構築案件についても大型案件はなかったものの前期並みに推移いたしました。当社独自の新品・サービスであるAir Compass Media（車載サーバ）やEdgecore（旧IgniteNet）製品及びクラウド管理システム、ミリ波を活用したTerragraph等の無線システムの販売は、引き合いは活発に頂戴いたしましたが、大規模な受注には至りませんでした。

この結果、当事業分野の売上高は133,842千円（前年同期比1.60%増）、セグメント損失は2,374千円（前年同期はセグメント損失21,914千円）となりました。

③ ソリューション事業分野

ソリューション事業分野においては、上記以外の映像配信システム事業、TVメタデータのASP事業、コンテンツプリント事業、O2O20事業・MMS事業等を行っております。

中でもO2O20事業・MMS事業等の新規事業を当事業分野の主要な柱とすべく重点的に取り組んでおり、各案件に取り組みました。当第1四半期においては、自治体・事業会社向けのEdgecoreなどハードウェア販売が伸びました。当事業分野で重点的に推進することとしている賃貸住宅向けWi-Fi提供（アパらくWi-Fi）についても、引き合い等は活発であるものの実績は微少に留まりました。当事業分野においては、採算の低い案件も含まれている一方、将来に向けた投資として取り組んでいるものも含まれており、慎重に取捨選択のうえ利益率の改善に取り組んでおります。前連結会計年度末より、連結対象となった株式会社MMSマーケティングは、当事業分野の売上高の約半分を占めております。

この結果、当事業分野の売上高は182,025千円（前年同期比276.72%増）、セグメント損失は25,794千円（前年同期はセグメント損失16,868千円）となりました。

財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産総額は、前連結会計年度末比61,783千円減少の948,945千円となりました。また負債総額は前連結会計年度末比70,329千円減少の362,270千円、純資産は前連結会計年度末比8,545千円増加の586,675千円となりました。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,650,000
計	12,650,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,235,000	3,235,000	東京証券取引所 グロース	(注) 1
計	3,235,000	3,235,000	—	—

(注) 1 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式です。

当社は、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しております。

2 「提出日現在発行数」には、2023年8月1日以降提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行したストックオプションとしての新株予約権は、次のとおりであります。

第25回新株予約権

決議年月日	取締役会決議日(2023年5月12日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7
新株予約権の数(個)※	100 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	10,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり 1 (注) 2
新株予約権の行使期間※	2023年5月31日から 2053年5月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件※	新株予約権は、当社の従業員の地位を喪失した場合に限り、行使できるものとする。 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間内において、当社の従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。 この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 新株予約権の発行時(2023年5月30日)における内容を記載しております。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り

る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- 3 ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づいて交付する。この場合において、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、付与株式数の調整を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- ④新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間に定める期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める期間の末日までとする。
- ⑤譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- ⑥その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて、再編対象会社の取締役会において決定するものとする。

第26回新株予約権

決議年月日	取締役会決議日（2023年5月12日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 53
新株予約権の数(個)※	200 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	20,000 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり 483 （注） 2
新株予約権の行使期間※	2025年6月1日から 2032年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 483 資本組入額 242
新株予約権の行使の条件※	次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。 ① 対象者が、当社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合。但し、対象者が死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。相続人死亡による再相続は認めない。 ② 対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。 ③ 対象者が新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。 ④ 対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 3

※ 新株予約権の発行時（2023年5月30日）における内容を記載しております。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 2 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価格が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。
- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づいて交付する。この場合において、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、付与株式数の調整を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
 - ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
 - ④新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間に定める期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める期間の末日までとする。
 - ⑤譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - ⑥その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて、再編対象会社の取締役会において決定するものとする。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	—	3,235,000	—	932,627	—	14,549

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,232,900	32,329	同上
単元未満株式	普通株式 1,100	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	3,235,000	—	—
総株主の議決権	—	32,329	—

(注) 1 当社には、証券保管振替機構名義の株式はありません。

2 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビーマップ	東京都千代田区内神田二丁目12番 5号	1,000	—	1,000	0.03
計	—	1,000	—	1,000	0.03

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、そうせい監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第25期連結会計年度 東陽監査法人

第26期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 そうせい監査法人

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	396,994	481,553
売掛金	388,707	157,694
契約資産	1,602	11,986
仕掛品	1,082	4,101
原材料	3,598	3,495
前渡金	83,661	79,822
その他	19,179	19,144
流動資産合計	894,825	757,799
固定資産		
有形固定資産	38,026	36,409
無形固定資産	434	434
投資その他の資産		
投資有価証券	27,617	104,488
その他	49,825	49,813
投資その他の資産合計	77,442	154,302
固定資産合計	115,904	191,146
資産合計	1,010,729	948,945
負債の部		
流動負債		
買掛金	137,278	63,336
1年内返済予定の長期借入金	3,573	7,416
未払金	22,271	26,922
未払法人税等	6,102	2,093
契約負債	113,269	106,967
その他	27,393	20,606
流動負債合計	309,888	227,342
固定負債		
長期借入金	96,427	92,584
資産除去債務	26,284	26,324
繰延税金負債	-	16,020
固定負債合計	122,711	134,928
負債合計	432,600	362,270
純資産の部		
株主資本		
資本金	932,627	932,627
資本剰余金	14,549	14,549
利益剰余金	△553,548	△573,055
自己株式	△2,119	△2,119
株主資本合計	391,508	372,002
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	63,466
その他の包括利益累計額合計	-	63,466
新株予約権	148,890	114,350
非支配株主持分	37,730	36,855
純資産合計	578,129	586,675
負債純資産合計	1,010,729	948,945

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
売上高	186,444	334,181
売上原価	101,345	205,354
売上総利益	85,098	128,827
販売費及び一般管理費	174,726	198,489
営業損失(△)	△89,627	△69,662
営業外収益		
受取利息	158	132
雑収入	47	16
営業外収益合計	205	148
営業外費用		
持分法による投資損失	5,620	1,924
営業外費用合計	5,620	1,924
経常損失(△)	△95,041	△71,437
特別利益		
投資有価証券売却益	-	11,276
新株予約権戻入益	-	40,259
特別利益合計	-	51,535
税金等調整前四半期純損失(△)	△95,041	△19,902
法人税、住民税及び事業税	214	479
法人税等調整額	△141	-
法人税等合計	72	479
四半期純損失(△)	△95,114	△20,381
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△272	△875
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△94,841	△19,506

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
四半期純損失(△)	△95,114	△20,381
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	63,466
その他の包括利益合計	-	63,466
四半期包括利益	△95,114	43,085
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△94,841	43,960
非支配株主に係る四半期包括利益	△272	△875

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	1,464千円	1,617千円

（株主資本等関係）

前第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位: 千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	モビリティ・ イノベーション 事業	ワイヤレス・ イノベーション 事業	ソリューション 事業	計		
一時点で移転される 財又はサービス 一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	2,415 3,985	86,078 45,647	21,988 26,328	110,482 75,961	—	110,482 75,961
顧客との契約から生 じる収益	6,401	131,726	48,317	186,444	—	186,444
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,401	131,726	48,317	186,444	—	186,444
セグメント損失 (△)	△21,903	△21,914	△16,868	△60,686	△28,941	△89,627

(注) 1 セグメント損失 (△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント損失 (△) は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位: 千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	モビリティ・ イノベーション 事業	ワイヤレス・ イノベーション 事業	ソリューション 事業	計		
一時点で移転される 財又はサービス 一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	12,299 6,014	93,112 40,729	146,169 35,855	251,581 82,600	—	251,581 82,600
顧客との契約から生 じる収益	18,313	133,842	182,025	334,181	—	334,181
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	18,313	133,842	182,025	334,181	—	334,181
セグメント損失 (△)	△12,784	△2,374	△25,794	△40,953	△28,708	△69,662

(注) 1 セグメント損失 (△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント損失 (△) は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項」(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失(△)	△29円38銭	△6円03銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△94,841	△19,506
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△94,841	△19,506
普通株式の期中平均株式数(株)	3,228,222	3,233,987
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—	—
(算定上の基礎)		—
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月9日

株式会社ビーマップ

取締役会 御中

そうせい監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 久保田 寛志

指定社員
業務執行社員

公認会計士 大高 宏和

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビーマップの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビーマップ及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2022年8月9日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2023年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。